

土木森林環境委員会会議録

日時 平成26年12月19日(金) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時22分

場所 防災新館 304会議室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 遠藤 浩
委員 石井 脩徳 清水 武則 久保田 松幸
大柴 邦彦 土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 臼井 成夫

説明のため出席した者

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明
森林環境部理事 佐野 克己 森林環境部次長 保坂 公敏
森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 前沢 喜直
森林環境部技監 江里口 浩二 森林環境部参事 山口 幸久
大気水質保全課長 中込 美彰 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 上島 達史 森林整備課長 島田 欣也
林業振興課長 橘田 博 県有林課長 関岡 真
治山林道課長 田邊 幹雄

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 河西 秀樹
県土整備部次長 佐藤 佳臣 県土整備部技監 野中 均
県土整備部技監 大久保 勝徳 総括技術審査監 中嶋 晴彦
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 清水 豊
技術管理課長 手塚 岳生 道路整備課長 丹澤 彦一
高速道路推進課長 乙守 和人 道路管理課長 三浦 市郎
治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人 都市計画課長 望月 一良
下水道室長 丸山 哲 建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

議題 (付託案件)

- 第139号 山梨県道路法施行条例中改正の件
- 第140号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件
- 第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第143号 平成26年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第145号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第146号 契約締結の件
- 第147号 変更契約締結の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時47分まで森林環境部関係、休憩をさみ、午後0時58分から午後2時22分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(繰越明許費の補正について)

土橋委員 前回の委員会的时候にも、繰越明許があまりにも多く出ていて、その質問をさせていただきました。県民の生命・財産を守るために山地災害を未然防止する治山事業は計画的に実施していかなければいけない。そこで予算を計上してある。その中で繰り越しが出ているということなんですけれども、どのような状況で出たのか、また、どのぐらいの執行率の中で、どのぐらいのペースで発注しているのか、その辺のところを教えてください。

田邊治山林道課長 詳細な理由は、先ほど申し上げましたとおり、関係機関との調整に期間を要したもので、それから、前年度工事が降雪により遅延し執行がおくれたものなので、標準工期を設定すると年度内に事業が完了することが困難と想定されるものでございます。また、現在の進捗の状況でございますけれども、治山・林道合わせて進捗の状況は85.2%でございます。現在、年度内の林道工事の残りが20件ございます。治山工事はこれで全て発注となる予定でございます。

土橋委員 関係機関との調整と今言ったけれども、その内容を教えてください。

田邊治山林道課長 治山事業費において関係機関との調整は、まずは水源地緊急整備事業費です。これは国の全体計画の審査がございまして、その審査に今まで要したということで、全体計画の審査が終わった後発注するということになっておりますので、そのため日数を要しました。もう1カ所、地すべり防止費でございますけれども、これは新規の地区指定事業でございまして、やはりこれも全体計画を策定する必要がございまして、これも国との協議が必要でございます。その国との協議が10月ごろまで要しましたので、その後の発注ということになりますので、年度内に標準工期が設定できないため今回の明許の計上となった次第でございます。

土橋委員 治山事業は大事な事業で、災害とか、今年も台風が来たときにここが崩れたとかいう話を幾つか聞くことがあったんですけれども、工事が進んでいないから崩れてしまったのか、これは前の台風のときのだよ、今年の台風で流れたよとかという被害が今出ているということは、前の事業が進んでいないから今になって出てきているのかね。

前のときにも全く同じことを聞かせていただいたんだけど、繰越明許費が出

てしまうということは、業者が足りないのか。業者に聞くと、業者は仕事がないと言っているんだけど、業者をうまく使いこなしていないのか。業者にしてみれば、仕事がないと言っているところもいっぱいあると思うんですけども、発注している側が繰越明許費を取って仕事がやり切れていないという状況がありますよね。

業者が例えば安いからやりたくないのか、もう飛びついてでもやりたいという状態なのかというところが、しっかりと両方のキャッチボールがうまくできれば、進んでいくと思うんです。進んでいってくれなければ、中途半端にやっていると災害が起きたときに、やっていないより以上に予算もたくさんかかってしまったり、災害が起きる前だったらそれなりにどんどん整備ができていくというところもあると思うんだけど、災害はいつ来るかわからない。

今年も台風が来ていますから、平成26年度の林道災害復旧というのはどのくらい出ているのか。前の分もまだやり切れていないところもまだいっぱいあると思うんです。例えば早川町の道路が崩れてしまった雨畑地区がありますよね。そういうところは進捗がどうなっているのかとか、いろいろ進めなければならぬことはいっぱいあると思うんだけど、今の復旧スケジュールだとか、その辺のところをしっかりとやってもらいたいんだけど、どんな感じになっているか。2つのことを今、関連して一緒に言ってしまったけれども、よろしくお願ひいたします。

田邊治山林道課長 まず1点目の、林道の災害復旧費を今回繰越明許費で計上してございます。その災害の復旧スケジュールでございますけれども、国の査定が10月に終わりました、その査定を受けて事業費が確定するということになっています。この査定が済んだのが10月でございますので、今回その査定結果を受けて事業費を計上しておりますので、繰越明許費にさせていただいて、明年1月に速やかに入札を執行する予定でございます。そうすると、工事の完了予定がおおむね7月前後ぐらいに終わる予定で、速やかな回復が図れるよう鋭意努力してまいります。

2つ目でございますけれども、繰り越しが多い理由としまして、業者が不足しているとか、理由がございますけれども、受注をする場合には、契約約款で定められておまして、現場代理人を常駐させるということになっています。あとは、建設業法でも主任技術者を常駐させるということになっております。そういった制約がございますので、どうしても工事が重なってくると、参加者のほう、企業の側からすると、配置予定の技術者が不足するということが多く発生する状況でございますので、そういったことが一因としてあるのではないかと考えております。

(木材業振興費について)

大柴委員 木材業振興費の4,975万円、これは早川町の新庁舎で、転石層があって事業ができなくなったというか、繰り越しになったということですけども、どういう内容なのか、もう少し詳しく教えてもらえますか。

橘田林業振興課長 早川町で地質調査を行っております。敷地内で3カ所ボーリング調査をいたしまして、この調査によって地下の岩盤を推定し、土工事の設計を行ったということでございます。その途中に転石層が出たということで、床堀の周囲の土砂を押さえるために地中にH鋼を打ち込むわけでございますが、そのH鋼が転石があるためにそこから先に入らないというようなことがございます。そのH鋼を深く入れ込むために転石を割らなければならないということがござい

まして、それに時間を要したということでございます。

大柴委員 そのH鋼を打つにしても、工事に関しては工期も延びるだろうし、費用もかかると思うんですけども、費用面というのは県の負担なんですか。早川町の負担なんですか。

橘田林業振興課長 期間は2カ月ほど延びるということで、工期とすれば3月末という予定でおったわけですが、今回の繰越明許費によりまして、2カ月、5月末まで延長という予定になっております。また、これに関する費用ということですが、費用は特にこれに関して多くかかるということはありません。

大柴委員 費用は多くかからない？ それはもともとある程度見積もったということじゃないんですか。普通、工事をやればそれだけ多くかかるはずだと思います。

橘田林業振興課長 早川町の庁舎建設については、この庁舎全体に補助金を出すということではなくて、この中の一部、多くの町民、県民が訪れる公共スペースを木造でつくるという、その部分に対しての補助ということでございます。今回転石が出て期間が延びるとか、それに費用がかかるということで変更もございませけれども、この分については県の補助の対象外ということでございますので、今回の補正に関しては、経費が余計にかかるということではないということでございます。

大柴委員 わかりました。県産材の調達先、ここの業者に関してはこの繰り越しによって影響はないのか。そしてまた、先ほど5月に大体完成すると言われたんですけども、いつから始めて5月に終わるのか、その辺を最後にお聞かせください。

橘田林業振興課長 5月の末に終わるということですが、契約の期間は10月8日に建設工事の本契約をいたしました。そして、完成予定は来年の3月31日ということで契約をしております。

木材業者に影響があるかということもございますけれども、今回の延長が期間にして2カ月程度だということ、それから、木材の使用する量も50立方メートル程度ということもございませるので、大きな影響はないものと考えております。

(繰越明許費について)

遠藤委員 説明の中では、降雪と調整のおくれによって起こったということで、2件ほど調整ができないものがあるというような説明をいただいたんですが、そのほかは全て降雪、雪による事業のおくれということになるんでしょうか。

田邊治山林道課長 今回の繰り越し箇所のうち、入札不調により繰り越しとなった箇所が2箇所ございます。

遠藤委員 今年の春先、入札ができないというようなことが取り沙汰されました。入札不調があるということなんですけど、その点についてどういう状況なのかお聞かせいただきたいと思っております。

田邊治山林道課長 今回治山工事において入札不調が2件発生してございますけれども、治山

工事は一般的に地形が急峻な山間部の工事でございますので、施工能力の高い技術者が必要となるということがありますので、現場状況にあった技術者の配置的なことが応札しなかった理由だと考えております。

遠藤委員 応札されなかったということは事業が進まないということになるので、後にその事業が影響してくると思います。速やかに事業として推進していかなければならないと思いますが、今後どのような考え方によってこれを進めていくというようなことを考えているんでしょう。

田邊治山林道課長 入札不調となった場所については、県としても速やかに契約者を確保する必要がございます。入札不調時の対応としましては、管内で入札参加資格のランクがございますので、それを拡大して再執行するとか、あとはさらに不調の場合には、対象地の資格を本店所在地ということで設けておりますが、それを隣接の林務環境事務所管内に拡大して執行したり、さらには不調の場合は本店所在地を県内全域に拡大して入札参加者の機会の拡大を図って執行していくよう考えております。

遠藤委員 この事業がおくれて、その次の事業にも多分続いていくと思うんですけども、そういったことに影響のないように対応していくということによろしいでしょうか。

田邊治山林道課長 不調になりました施工地につきましては、速やかに入札を執行して、事業を継続してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第143号 平成26年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(森林環境税について)

小越委員 きのうも本会議で森林環境税の問題がありました。これから着手していくというお話でしたけれども、金額的に500円いただいている関係上、この5年間で何とかなるといってお話でしたけれども、金額的にはどのぐらいの残が残っていて、それは今後どのように、繰り越していくのか、それとも、5年たったらやめるとか、減額するとか、返すとか、そういう考えはあるんでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱

森林環境税でございますけれども、平成24年に2億2,000万円ほど、それから、平成25年については2億7,000万円ほどいただいております。これらについては全て事業に充当をしているところでございます。

小越委員

ということは、事業は半分ぐらいしかやっていないけれども、森林環境税は全部充当していて、全部使われているということですか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱

繰り越した事業につきましては、その財源として繰り越しをしております。

小越委員

基金として繰り越している金額が幾らあるかということなんです。それを聞きたいんです。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱

平成24年、25年からの残金でございますけれども、平成25年度末の基金の残高は2,500万円ほどでございます。

それから、平成25年度から平成26年度に事業の財源として繰り越した分が2億500万円ほどでございます。

小越委員

500円ずつ集めて基金を積んだうち、そのうち、平成24年が2,500万円、平成25年が2億500万円残っているという話だと思うんです。そうすると、事業そのものも半分なんですけれども、500円を目的税という形でいただいているわけですから、こんなに残っているとになったら、次はどうするのか。基金を積んでいくのか、それとも、減額するとか、まさか50円とかお返しするわけにいかないと思うんですけれども、そのお考えはどうなるんでしょうか。

前沢森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱

残りました2,500万円についても、平成26年度事業に充当しております。また、2億500万円というのは残っているわけではございませんで、繰り越した事業に使うためのものがございますから、これから使えるということが残っているわけではございません。

小越委員

お金を集めた以上、その目的としてやっているわけですから、そのためにしっかり全額使う、または足りなかったら国補や一般会計から入れると思うんですけれども、残っているということはやっぱりよくないことだと思うんです。

次のところに繰り越していったって、4年、5年ともう1回見直すというときに、残がいっぱい残ったときにどうするのか、その計画はどうなっているか聞きたいんです。

島田森林整備課長 初年度360ヘクタール、これは基金の中で主な事業であります荒廃森林整備事業の間伐ですけれども、こちらがなかなか所有者に周知が進まなくて初年度に少し出おくれました。それで、徐々に周知が進んできました、昨年度、2年目につきましては、雪の影響もありましたけれども、その分も加味しても約961ヘクタール進んでおります。今年度、今予定しているものが1,100ヘクタール何とかできるように頑張っております。

来年、再来年、ここで5年間終わりますけれども、いただいた貴重な税金を有効に使うために、来年、再来年で1,100ヘクタール強ずつやれば、目標とする荒廃森林の解消ができますので、これに向けて今いろいろな策を練りまして、努力しているところであります。

小越委員 目的税としていただいている限りは、その期間内にそのお金を使って整備するというので約束して県民からお金をいただいているわけですから、しっかり確認して繰り越しがないように、しっかり進めてもらいたいと思います。

(山梨県レッドデータブックについて)

2005年、山梨県レッドデータブックをつくっているんですけれども、もう10年たつわけです。今後のこれの見直しというのはどのように計画されているのかまずお伺いします。

上島みどり自然課長 改訂のサイクルは決まっておりますが、昨今の富士山の世界遺産登録や南アルプスのユネスコエコパークの登録など自然環境への関心の高まりとか、あるいは大規模開発や観光客の増加など自然環境に及ぼす影響が顕在化していること、それから、改訂から約10年たっているということで、現在の動植物の生息状況とレッドデータブックの内容が乖離している可能性があると考えられますので、そろそろ改訂時期に来ているのかなと考えております。

小越委員 平成17年3月、山本知事のと看につくられていて、「平成14年度から16年度まで3年間にわたり調査を行い」と書いてあるんです。今やる予定だと言っていますけれども、少なくともこのときでさえ3年かかっているわけです。今、もう状況が乖離しているという中では、どのぐらいをめどにつくる予定なのか。準備というものも、予算もありますし、何年をめどにつくるかという、そういう計画はないんでしょうか。

上島みどり自然課長 レッドデータブックを改訂するということになりましたと、県内の動植物について大規模な調査の必要がございます。そのため、現在、前回調査の母体となりました自然保護団体などに調査方法あるいは調査体制などについて相談をしているなど準備を進めている状況でございます。これらの準備が整い次第、できるだけ早期に改訂に着手したいと考えております。

小越委員 2005年に絶滅のおそれがあるというものが幾つか載っております。特に植物のところはかなりあります。これについて今現在どのような状況になっているのか、誰が所管して把握しているのか、絶滅の危機にあるという、この絶滅危機のA類とかはどのような状況になっているか、誰が把握して、どのよ

うに報告されて、どう対応しているのでしょうか。

上島みどり自然課長 希少動植物については、守るべきものについては、希少野生動植物の保護に関する条例に指定しまして保護している状況でございます。また、希少種に関しては保護専門員が監視等行っておりまして、その生息状況についてモニタリングを行っている状況であります。

小越委員 このうちの例えば、植物の中で幾つかは、2005年のデータブックからもっと危険な状況に陥っているとか、いや、ふえている、そういう状況を把握してらっしゃるんですか。

上島みどり自然課長 詳しくは今度改訂の調査を待たなければはっきりしたことは言えないということでございます。

小越委員 つくただけで何にも使っていなかった。どうなっているか今後調査しないとわからないとなりますと、この10年間どのように絶滅危惧種がもっと危険な状況になっているのか、どういう手を打ったかということは、何もしてなかったということに解釈できてしまうんです。本当にこの本をつくった意味や、先ほどの富士山の世界遺産、それから、ユネスコのエコパークのことも含めますと、これをせっかくつくて、このように貴重な植物や動物がある中でどういうふうに守っていくのかというのを今まで何してきたのかなというふうに非常に思います。

もう1つ聞きたいんですけれども、ここにも書いてありますが、とりわけ植物のところは標本をどうされているのかお聞きしたいんです。このときは、標本をそれぞれの担当していらっしゃる学会の方、研究会や委員会の方々が個別に持っているのを、それを持ち寄ったというんですけれども、こういう標本というのは今どのように保管し、誰が管理しているんですか。

上島みどり自然課長 レッドデータブック作成の際に収集した標本につきましては、調査に携わった団体の方々が保管していると承知しております。

小越委員 ここにも書いてあるんですけれども、「既存標本については、県内に公的保存機関がなく、個人が所蔵する標本をもとにして、参考にして、県内分布種を把握した」と。そうなりますと、今、このときに個人が所蔵していたものが今どうなっているかわからないということですよ。ここにデータベース化されているということが書いてありますけれども、ということは、何とかという植物が今どうなっている、標本を誰が持っていてどのような状況になっているのか。標本は、やたらと置いておくわけにいきませんから、温度の管理や湿度の管理がありますから、どうなっているかというのは誰もつかんでいないということですか。

上島みどり自然課長 繰り返しになりますが、前回調査に携わった自然保護団体の方々が保管しているということでございます。

小越委員 それがまずいんじゃないかと思っているんです。個人の方々にお任せしているとしますと、個人の方の善意でやっているわけですし、火事になったりとか、散逸してしまった場合とか、それをどう責任をとるのかも含めて。ほかの県ですと、山梨県はないかもしれませんが、公的にやはりどこかがしっ

かり責任を持って保存するとか、あるいは個人の方々が保存していただくのであれば、温度管理や光の管理も含めて手を打っておかないと、貴重な絶滅危惧種だった標本がどこかに散在してしまう、そういうことになりかねないかと思うんですけれども、標本の管理やそういうものについてどうお考えなのかお聞かせください。

上島みどり自然課長 レッドデータブック改訂の際に収集した標本につきましては、他県の状況等を調査したところ、さまざまな状況にあります。本県のように調査した方々が保有している、あるいは調査の母体となった研究所が保管している、あるいは調査を行っていた人々が属している機関に保管しているというようなさまざまな状況がございます。本県につきましても、委託契約上、標本をどうするかということは触れられておりませんので、現在のところは調査に携わった方々の所有に属するという認識しております。

前回の調査会において、一括して管理してほしいという要望も出たところでございます。これについては、実際、大学などに打診するなどいろいろ検討したところなんですけれども、今の状況におさまっているということでございます。標本の保管については、ただ収納するスペースを確保すればいいということだけではなく、それを研究するといった活用がなされなければならないといった問題もございますので、そういったところが大変難しいと考えております。今後におきましても、大変難しい問題でございますけれども、引き続き、標本の保管のあり方について検討していきたいと考えております。

小越委員

先ほど富士山のこともありましたけれども、例えば世界遺産の中で富士山の貴重な植物、また南アルプスのエコパークにも、やっぱりこういうものをしっかり皆さんに知っていただく。だから、ここの環境を守るんだということを含めてやっていかなければいけないと思うんです。やはりここは、世界遺産センターかわかりませんが、それが、博物館とかいろいろなところに打診しながら、貴重な標本、そして、調べていないということですから、今は絶滅してしまっているかもしれないんですから、絶滅するかもしれないということになりますと、個人の所有に任せるのではなく、公的にしっかりそれを保存、管理する。それを皆さんに富士山の価値、南アルプスの価値も含めて知らせる。そういう方向をぜひ、この課だけじゃないかもしれないかもしれませんが、全庁挙げて、せっかくなにかいいものをつくったんですから、今後に生かせるように、それが山梨県の観光であり、山梨県の売りになるわけですから、そこをしていただきたいというふうに最後をお願いしたいと。御意見あったら聞かせてください。

上島みどり自然課長 レッドデータブックについては、改訂することによって、現在の生息状況、生育状況と整合する内容になるということで、これを総合的に自然環境保全に活用できるよう取り組んでいきたいと考えております。

(産業廃棄物の処理方針について)

小越委員

明野処分場の閉鎖に伴いまして、今後の産業廃棄物の方針について若干お聞かせください。明野処分場を閉鎖したことによって、今後、山梨県の産業廃棄物はどのような処理の方法をされていく考えか、まずお聞かせください。

笹本環境整備課長 明野の閉鎖に伴う今後の産廃の方針というところですが、明野の処分場に関しましては、2年前、平成24年12月に漏水検知システムに2度の異常が発生しまして、そこから稼働がとまっております。それ以降、県内で実

質的に産業廃棄物の最終処分ができなくなっておりますので、県内の排出事業者の方々につきましては、県外の処分場を確保して対応していただいているという格好になっております。現在、公共関与による産業廃棄物の最終処分場の整備については凍結という方針になっておりますので、今後も県外に処理をお願いしていくという状況になっております。

県の考え方としましては、そういう状況ですので、排出事業者に、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進などの取り組みを、研修会とか、廃棄物の大量排出事業者から処理計画とかを出していただいておりますので、そういったものを通じて減量化の取り組みを進めていくというふうなことを考えております。

小越委員

公共関与による方針凍結とありましたけれども、それは自分の県のところで処理するというのがやっぱり大原則だと思うんです。今のところ、県外が受けてくれているというのはありますけれども、いつ県外がストップになるかわかりませんし、産業廃棄物について、リサイクルを進めていくんですけれども、ゼロになるということはちょっと厳しいかと思うんです。であれば、自県内処理の処分場の候補地をどうするのかというのをどういう視点でやればいいのか、明野の教訓を二度と踏まないためにはどうするかということも含めて、今後の考え方、公共関与でやるのか、民間でやるかも含めて、その方針はどうなっているかお聞かせください。

笹本環境整備課長 将来的な方針につきましては、現段階でどうやるのかというのは定まっているわけではありません。将来的に、今言われましたように産業構造の変化とか、県内の最終処分量が大幅に増加したとか、そういった全国的に最終処分場の逼迫度が高まるような状況が見込まれるような場合には、改めて本県における産業廃棄物処分場の整備の必要性や整備手法の検討が必要になるかと、そのように考えております。

主な質疑等 県土整備部関係

第139号 山梨県道路法施行条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第140号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第142号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(繰越明許費について)

遠藤委員 県土4ページの繰越明許費ですが、広瀬ダムの管理費、ほかは事業費関連なんですけど、これだけ管理費ということで、説明の中では詳細な説明はなかったんですけども、どういう内容なのかお伺いします。

水上治水課長 これは取水ゲートの点検業務委託でございますけれども、競争入札をしたところ不調になりまして、その結果、委託業務の着手が出来るということでございます。最初の発注の時期に技術者が不足していたということで入札が不調になりまして、工期が出来るということでございます。

遠藤委員 この管理が出来ることで事業に影響があるのかどうか。

水上治水課長 3月までの点検の終了はできないわけですが、洪水期である夏前の5月中に点検を終了するということが問題はないものと考えております。

遠藤委員 同じページですけども、一番下の平成26年災害復旧費ということで台風

18号被害による復旧を14カ所やるということなんですけれども、適正工期を確保するというので工期はいつまでになるんでしょうか。

水上治水課長 基本的には5月いっぱいには終了するような形で工期を設定してまいりたいと思っております。

(鎌田川基幹河川改修工事について)

遠藤委員 債務負担行為で鎌田川の件です。桃林橋付近の身延線にかかる工事があると思うんですが、この辺の詳細というか、どういうふうにするのかというのがわかっておりましてお願いしたいと。

水上治水課長 身延線のところの工事につきましては、現在JR東海に委託してございます。身延線の鉄橋をかけかえるために、鉄道事業者にも、電車を通しながら施工していただくということで、平成29年度までに終わるような形で委託してございます。

遠藤委員 その身延線にかかわる事業費も入っての債務負担行為ということになるんでしょうか。

水上治水課長 今回お願いしてございますのは、それとはまた別の件でございます。

遠藤委員 身延線の線路を据えかえる経費はどのくらいかかるんでしょう。

水上治水課長 JRと協定している金額が38億2,000万円でございます。

遠藤委員 これが将来、平成28年度、29年度に予算化されるということになるということなんですか。

水上治水課長 この身延線の工事については、平成24年6月議会で承認をいただきまして、既に平成24年7月にJR東海と契約、現在着手しておりますので、平成30年3月、平成29年度までに完成を図るという状況になってございます。

(繰越明許費について)

小越委員 午前中の森林環境部でも繰越明許費が多いという審議がありました。県土整備部も同じように多いんですけれども、幾つかお聞かせください。

まず県土3ページ、道路管理課ですけれども、道路整備課も多いんですけれども、道路の管理、道路維持修繕費、交通対策道路事業費、どちらかということ新しく道をつくるというよりも、今あるものを修理・修繕して、そして、安全に使うというところがこれだけ繰り越されてくるのは、住民にとってみると緊急にやってもらいたいということが繰り越されて、どうしてこんなになってしまうのか。もう少し詳しく理由を教えてください。

三浦道路管理課長 用地買収や工事用進入路の設置、こういったものが必要な工事があるということで、そういった要因もあります。重立った箇所で2カ所例示をさせてもらったところが、大きく予算を占めているんですが、その辺細かく説明させていただきます。

河口湖精進線の富士河口湖町大石地内の歩道設置というのは、大石小学校前の歩道を拡幅するため、用地を買収して設置するものです。それと、市川三郷

線の身延町車田地内ののり面防災工事というのも、これも今ののり面が危険なので、新たに用地買収してのり切りをして、押さえて安全にするということです。道路管理課の仕事でもやはり最近はこういった、改良じゃないんですけれども、用地買収を伴うものもあるということです。

今回のこの2つが大きく予算を占めていて、繰越明許費を膨らませている要因は、実は平成25年度の補正が入りました。道路管理課は課題は多いんですけれども予算が厳しいという課なので、やはり平成25年度末にあった補正はできるだけ活用して工事を進めようということで、一生懸命取り組んで国に働きかけて、平成25年度の補正予算をいただきました。補正予算の施工箇所は、平成26年度当初の継続箇所、隣接地です。隣接地のほうが補正で先に認められて、予算が早くつきますので、平成25年度予算ですからすぐ発注をして、それが終わった後に平成26年度の当初予算の箇所に手をつけなければならないという要因もあります。

その中で、関係機関の調整というのがあるんですが、特に山梨県警には道路使用や片側交通規制の申請をしなければなりません。大石小学校の前というのが、補正、当初の両方合わせると300メートル、500メートルという長い区間を片側通行になり、学校の前はそれは認められないと。身延町車田地内ののり面防災工事も、カーブのところを長い区間での片側通行は、交通の危険が伴うから認められないということで、やむなく当初の分は未発注になっています。間もなく補正でいただいたところが完成しますので、この議会で認められたら当初分をすぐ明許で発注していきたいと考えております。

あとは細かいこといろいろありますけれども、そういったものを積み上げていくと、申しわけありませんが、これだけの額になったという結論でございます。

小越委員 県土5ページの砂防課ですけれども、ここも多いです。ここも先ほどは用地の買収とか関係機関の調整とかというのがあるんですけれども、例えばこの通常砂防事業費は、補正後に11億3,700万を繰り越すということは、もとの予算があるわけですね。もとの予算に対して繰り越している金額は何%ぐらいあるんですか。

保坂砂防課長 通常砂防事業については、9月と12月合わせて、9月補正後の予算に比べて約52%繰り越しということになります。

小越委員 半分繰り越しているということは、予算を立てるときに、この予算はこの年度内にはもうできないということを想定して予算を組んでどんどん繰り越していくとなると、何のための予算計上かと思ったんです。先ほども道路管理課のところ、補正の分が終わらないと次ができないということになりますと、たしか平成25年度もその前の年も2月の補正で経済対策、公共事業をバンと入れました。それが半分以上繰り越すということになりますと、何のために公共事業で経済対策したかということになってしまうんです。

そもそも繰り越すことを前提で予算をつくっているのであれば、それはちょっと違うんじゃないかと思うんです。今後そういうふうにもたまたま繰り越し繰り越すと、2月もこのままいくかどうかわかりませんが、2月にまた補正予算でボーナスと出たときに、玉突きで繰越明許費が山のように7割、8割になってしまうことは、それは経済対策上からもおかしいと思うんですけれども、予算の立て方も含めて今後どうするつもりですか。

保坂砂防課長 当初の予算については、やはり年度内に消化ということで努力をさせていただいております。もう一つ、砂防の場合、やはり渇水期施工になってしまうということで、年度内の消化に努めているところですが、そういった制約もありまして繰り越しが多くなってしまいます。さらに、平成24年度、25年度の繰り越しの影響もあって、補正予算の繰り越しの消化を急いだために当初予算のほうがおくれてしまったということもあります。

もう一つは、砂防事業は、事業の前に説明会を開いて事業についてよく精査しているんですけども、やはり山間部におきましてはまだ国土調査等が入っていないということで、実際に事業に入っていくと、用地の境界の関係とか相続の関係、そういうものがもろもろに発生しまして、どうしてもこのような繰り越しになってしまったという状況でございます。

清水県土整備総務課長 今、砂防課長のほうからも説明がありました。私どもとしましては、予算を計上したものに付きましては、事業の早期発注、それから、年度内の完成ということで努力をしているところでございますが、どうしても用地交渉とか関係機関との調整ということで事前に読めない部分も出てまいります。それから、ここ2年につきましては、平成24年度、平成25年度と国の経済対策に呼応しまして、2月の段階で追加の補正で多額の金額を計上しておりまして、今回につきましても平成25年度から平成26年度に繰り越された経済対策分が118億円ございます。こちらのほうをまず優先して取り組まなければならないことがございます。こちらにつきましては9月末の段階で、追加補正分、これにつきましてはほぼ100%の執行となっておりますので、現在は当初予算計上分等につきまして努力をしているという状況でございます。

小越委員 そうはいつでも、今回の総選挙の結果を受けて、また公共事業の追加が考えられるんですけども、半分以上繰り越すということになりますと、何のための経済対策でやっているのかと思うんです。先ほど渇水期だからとか、用地買収がおくれたというのがあるんですけども、先ほどの森林環境部のときにも入札不調の話もありました。そもそも手を挙げる業者が少ないとか、入札の工事価格が低過ぎて、それよりも民間のほうに行ったほうがいいのか、そういう話はないんですか。

手塚技術管理課長 入札不調と参加者が少ないということにつきましては、確かに状況を見ますと少ない状況にあり、さらに工種によっては不調が発生しております。やはり技術者が長年の公共事業の縮小により疲弊して、技術者が少ないというような要件があるようでございます。業者のほうも選定して参加しているようでございます。我々としては、多くの参加者を希望しているところでございますが、そういう状況でございます。

小越委員 せっかく公共事業で景気対策ということでこれだけお金を出して2年やっていたわけですけども、工事業者にとってみればあまりいい話ではなかったとか、実際的に工事がこれだけ延びて半分以上繰り越すとなりますと、せっかく国からいただいたお金をうまく使っていない、景気対策に回っていないというふうに思われるんです。

それであれば、先ほど言った工事価格を上げるとか、入札に手を挙げやすいようにするとかいうふうに工夫をしていただかないと、せっかく予算をとってきたのに、2年、3年後までそれを執行できないということになりますと、それはちょっといかがなものかなということなんです。少し検討して、繰越明許費を

もっと圧縮して年度内に完成していけるように、工事の業者が手を挙げやすくなるように工事価格をもう少し上げるとかね。労務単価も上がったわけですけども、今は輸入原材料も高くなっていますから、少しそのことも含めて。繰り越しだから執行残じゃないかもしれないけれども、結局事実上は執行残ですから、こんなに残ることがないようにしてもらいたいと思います。

手塚技術管理課長 やはり補正予算から当初予算と連続した予算が続きますので、現場によっては狭小で条件の悪い現場であれば、前の工事が終わらないと次が出せないという厳しい状況も多々あるかと思えます。当初予算をなるべく発注しやすく、また業者が参加しやすいように、我々としても工夫は重ねていきたいと考えております。

第145号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第146号 契約締結の件

質疑

石井委員 自然にマッチした構想の中で進められるわけでございますけれども、この場所につきましては、自然公園法の規制を受けるとのこと、どのような規制がかかっているかということについてお聞きしたいと思います。それから、どのような対応をしたかという点につきましても触れていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

松永営繕課長 自然公園法によります主な規制といたしましては、まず屋根の形状につきまして、これは切妻とか寄棟等、いわゆる勾配のついた屋根としています。その勾配につきましては10分の2ということで、水平方向へ10行って、垂直方向へ2上がる、下がる、その勾配、それ以上ということでされております。また、建物の色彩につきましては、原則として茶あるいはこげ茶とするように定められております。今回の建物につきましては、建物の形状を、資料にありますとおり寄棟としまして、勾配を10分の2としたところでございます。また、建物の色彩につきましては、屋根あるいは外壁をこげ茶系とするなど、自然公園法を満たした設計といたしております。

石井委員 外壁につきまして県産の木材を使用するというところでございます。この説明資料の中でも本当に自然にマッチしたかなと、こういうふうには思っているわ

けですけれども、県産材を使う箇所ですけれども、使用する量、そしてまた、外壁だけでなく内装のほうにも使われるかどうかというようなことも含めてお聞きしたいと思います。

松永営繕課長 県産材につきましては、先ほど申し上げたとおり、外壁の縦格子に使います。これ以外には、中の会議室あるいは多目的ホール、あるいは2階の回廊、これの床材、それぞれ床材にフローリング材として使用する予定でございます。使用する量についてでございますが、外壁の縦格子については、壁の面として約450平米ほど、それから、床材につきましては、床の面積として約340平米ほどという部分を使う予定でございます。

石井委員 今、1階の平面図も見させていただいたわけですが、展示室と事務室との中間に何やら雲のようなものが描かれているわけですが、これは何を意味しているかお伺いします。

松永営繕課長 1階平面図の中庭のところといいましょうか、もこもこしているような雲のようなものが描いてございます。これは溶岩の塊でございます。これは調べたところ、相当昔からこの場所に保存されていたものと思われております。聞いたところ、学術的にも貴重なものだそうですし、溶岩は富士山をイメージさせるものでもありますので、来館者が容易にござらんいただけるよう、ベンチを置くなど中庭として整備する計画であります。

石井委員 貴重なもの、資料あるいは大きな関心を持たれるものではないかと、こんなふうにも今、説明を聞きまして思っているところでございます。
それからもう1点ですけれども、先ほどこの展望のところですが、富士山がよく見えるというお話を聞いたわけですが、実は富士ビジターセンターの2階にも展望台があるわけですが、それらには影響がないかどうかということもひとつ伺っておきたいと思えます。

松永営繕課長 この配置図にもあります富士ビジターセンター、この図面ですと、右の上のほうとありますが、今回つくる世界遺産センターに近いところですが、こちらのテラスに展望台がございます。ここへ今、いろいろな外国の方とかが来て富士山を見ていくわけですが、現在は富士ビジターセンターの展望台から原生林越しに富士山を眺めるという状況になっております。このため、今回つくる遺産センターの高さにつきましては、10メートルに抑えることにより、展望台から富士山を見たときに、建物が原生林から突き出て富士山に重ならないよう配慮したところでございます。また、建物が展望台からの視覚にできるだけ入らないように樹木を効果的に植えるような計画でございます。

石井委員 非常にいろいろな面で配慮はされているようですけれども、完成してしまってからでは遅いものですから、そういう点も含めてよく検討しながら、すばらしい富士山が見られたり、また勉強もできたりというようなことの中でひとつお願いしたいと思っているところでございます。よろしくお願ひします。

松永営繕課長 施工すれば、いろいろまたそのたびごとに、段階ごとに、富士山との関係あるいは周りとの関係、これらを検証しながら仕事のほうは進めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

遠藤委員 説明資料の5ページの議決案件の概要というところをお願いしたいと思います。先ほど入札不調とか参加者が少ないというふうなものと関連するとは思いますが、落札率が98.8%、応募が1JVということです。市川三郷町の場合は予定価格を先に示していて、要するに、これ以下でやってくださいということを示しているの、落札率が高落札ということになることもありますが、この98.8%、応募者が1ということについてどういうふうな所見をお持ちなのか伺いたします。

松永営繕課長 先ほど技術管理課長のほうからも話をしたと思うんですが、やはり建築工事の場合は、オリンピックの効果とか、被災地のこととか、あるいはアベノミクスとか、そういったことで各工務店も相当忙しい状況にあるようなことは聞いてございますし、また下請の方々も相対的に人が少ないということも聞いております。そういう中で業者としては、手を広げられるものではなくて、どこがいいのかということを選んで応札しているのではないかと、いうふうな推測をいたしておるところでございます。

遠藤委員 予定価格についてはどういうふうな出し方をしているのか。

松永営繕課長 ほかもそうだと思いますけれども、この件につきましても事前に予定価格を公表いたしております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第147号 変更契約締結の件

質疑

遠藤委員 こちらも予定価格が99%以上ということなんですけれども、当初の1回目の契約、応募状況がわかっていたら教えていただきたい。

松永営繕課長 この物件も、今、契約している日経工業・興龍社JV1社のみの応札でございました。予定価格は事前に公表してございます。

遠藤委員 非常に厳しいなというのはわかりました。インフレスライドという御説明がありましたけれども、このインフレスライドが工事全体に、約860万円ということで、詳細が、型枠工で14%、鉄筋その他で23%というような御説明をいただいたんですが、約860万円増になるという、この仕組みを教えてください。

松永営繕課長 インフレスライドというのは、インフレが起きたときに適用される要綱といいますか、ルールでございます。これは県と受注者のほうで基準日を設けまして、その基準日の時点でどのぐらい工事が残っているのか、これを出して、その残った工事に対して、当初の価格、それから、インフレは上がっていますの

で、上がった分を見込んだ残りの工事費がどのぐらいになっているか、これと差が出ます。原則としてその差を一部控除しまして、その分が増額という形になります。

遠藤委員 その裏づけですけれども、例えば資材会社が出す見積もりでオーケーなのか、あるいは一般的な物価上昇指数とか何かを考慮するのか、その辺について伺います。

松永営繕課長 いわゆる単価が上がった証拠としましては、一般的にはいわゆる市場価格。これは物価版等、鉄筋の材料が幾らだとか型枠が幾らだとか、そういったものは当然、都市とといいますかエリアによっても多少違うんですけれども、本県の金額をベースに、幾らに上がったのでその金額を入れてみて、トータルとしてどのぐらい上がったのか、こういった計算で出させていただきます。

遠藤委員 実際に訓練施設の説明をいただいたんですが、火をたくところがあるということで、素材とか内容に興味があるんですけれども、どういうふうなつくり方をされるんでしょう。

松永営繕課長 3階に実火災訓練室という部屋がございます。ここで木材を実際に燃やして、その中で煙の発生状況、火の発生状況、そういったものを体験させた上で、救助とか消火訓練を行うということで、実際の消防活動に非常に近い状態で訓練をすることにしてございます。

お尋ねのいわゆるどういう仕様になっているのかという御質問だと思います。もともと構造体は鉄骨・鉄筋コンクリートですから、非常に火には強い構造体でございます。仕上げにつきましては、壁と天井については特殊なセメント、これを塗って耐火仕様にしてございます。具体的には大体3センチぐらい特殊なセメントを塗ります。床については、6センチから6.5センチぐらいの耐火れんがを敷き詰めます。こうすることによって、本体、構造体の柱、はりの表面温度が高くならないように、そういったことで仕上げをさせていただきます。

遠藤委員 火災が起こると、フラッシュオーバーで、瞬間的に900度ぐらいになるという話なんです、それにも耐え得るだけの施設になっているのかどうか。

松永営繕課長 私、今ここではそこまでの話を御説明できないんですが、いずれにしても、火をたくといっても、1時間も2時間もたくのではなくて、やはり訓練ですので、15分ぐらいいたいた上でそういう訓練をするというふうに聞いてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(職員の再就職について)

遠藤委員 春先になりますと職員の再就職が新聞等で報道されるんですが、職業選択の自由とか、企業にとっても優秀な人材確保ということを考えれば、あまり関心はないんです。ただ、公務員の場合、守秘義務を持っていて、これは永年であるということなので、例えば入札先とかそういったところに関連するような会社とか、関係をするようなところに就職をするのは、問題があるかなと思っています。そういったことで、先ほどの入札のことなんか、話を聞けばわかるんですが、かなり高価格ということになっているので、そういったことも含めて考えて、県土整備部関係に入札をするような、あるいはそれに関係するようなところに再就職をされているような事例があるのかどうかお伺いをいたします。

清水県土整備総務課長 昨年度末の退職者が県土整備部内で8名おりまして、そのうち6名が民間企業、建設関係と言ってもいいようなところに就職をしております。

遠藤委員 8人中6人が民間の建設関係ということだと思いますが、この事実を県土整備部としてはどういうふうな所見をお持ちなのかお伺いいたします。

清水県土整備総務課長 まず、退職者の再就職に関しまして御説明させていただきます。人事課でつくっております退職職員の再就職等に関する取扱要領というものがございまして、退職時に所属長級以上の職にあった者につきましては、退職前5年間担当していた職務と密接な関係があると認められるような企業・団体等に就職をした場合には、退職後2年間は営業活動につきましては自粛をいただいているというところがございます。現状、その2年間につきましては営業活動は実際にはされていないと理解しております。

遠藤委員 実際に営業活動をされている、されていないということよりも、先ほど守秘義務のことを申し上げました。李下に冠を正さずという言葉がありますけれども、情報を持っている方がそういう業務に密接に関係がある会社にいらっしゃるということは、不自然な現象ではないかなと。しかも守秘義務を持っていて、発信はしてないにしても1つの企業の中の頭脳としてあり得るわけだから好ましくないとは思うんです。先ほど要領等のお話をいただきましたけれども、いかがなんでしょう。

清水県土整備総務課長 現状、法律等で制限がございませんので、やめられた方についてだめだということが言えないという状況がございますので、こういった形で先ほど申し上げました取扱要領を定めまして、関係するようなところに就職された方につきましては、誓約書を提出していただいて、2年間は営業行為等を自粛していただいているということがございます。好ましくないかと言われるれば好ましくないという状況もありますので、こういったことで自粛をいただいているという状況でございます。

遠藤委員 それでは、6名の方は全て誓約書を提出されているということですか。

清水県土整備総務課長 私どものほうで直接確認はしておりません。人事課のほうに提出をしていただくことになっておりますが、人事課のほうには全員提出をされているというふうに理解しております。

桜本委員長 理解をしている？

清水県土整備総務課長 理解していると申しますのは、出ていない場合にはおそらく人事課のほうから要請をして出してもらっていると思いますので、そういう言い方をしました。

遠藤委員 先ほど説明の中で、2年間営業活動をしないということが前提だということだったんですが、そのことは守られているのでしょうか。

清水県土整備総務課長 OBで2年たっていない方で営業活動をされているというような報告は、私どもは受けておりません。

(都市計画道路等の見直しについて)

小越委員 都市計画道路についてお伺いします。山梨県の人口もこれから減っていくということがほぼ確実に becoming いく中で、交通量、車の台数も減っていくのではないかと思います。例えば甲府市内の通行量、歩く人の通行量も減っているというふうにたしか資料にあったと思います。甲府の中心街は、それは2次的なものかどっちが先かわかりませんが、非常に閑散としております。とりわけ土日は車も少なく、歩く人も少ない中で、都市計画道路の決定に基づいて、例えばワシントンホテルの前のところを拡幅して、それから、城東バイパスが来て、穴切のほうまで抜けていくという、何十年前かの都市計画決定もあるんですけれども、こういう人口が減っていく中で、計画そのものを変更するということは考えていないのでしょうか。

望月都市計画課長 本県の都市計画道路は、委員御指摘のとおり、高度経済成長期に都市の拡大や交通量の増大などを背景に決定してきたものでございます。近年、都市を取り巻く社会経済状況は変化しております。また、決定してから長期間が経過している路線も生じております。一方で、人口減少社会においても都市の活力を縮小させるのではなく高めていく必要があります、最も基礎的な社会基盤である道路を計画的に整備していくことも重要であると考えております。このようなことを踏まえまして、都市計画道路の見直しについては、今後の地域の実情に適切に対応した検討が必要と考えております。

小越委員 見直しについて検討というのは、どういうときに見直しの手順を踏んでいくのか。例えば都市計画のマスタープランを持っている市町村と協議をするのか、それとも、地域の皆さんから、この道路は要らないとか、この道路を拡幅してほしいとか、どういう手立てをもって検討する段取りというか、要因というのはどんなものがあるんですか。

望月都市計画課長 県では、平成18年度に都市計画道路見直しガイドラインを策定いたしまして、路線の変更・見直しの考え方や進め方をお示したところでございます。都市計画の見直しの主体は市町村でございますけれども、適切な見直しが進むように県としても協力していきたいと考えております。

- 小越委員 車の通行量とか、費用対効果、それもかなり前のときの数字が出ている中で、現時点で、それから、10年後20年後、その先を見通した費用対効果、通行量、どのような試算があるのか。そういうものはされているのでしょうか。
- 望月都市計画課長 都市計画道路見直しガイドラインの中で、そういった通行量等のデータも参考にしながら路線の見直しの考え方や進め方を示しております。
- 小越委員 現在のところ、見直しをする予定とか、見直しの方向という機運とか、そういうものはどこかあるのでしょうか。
- 望月都市計画課長 既に甲府市では平成22年から見直し作業に着手いたしまして、平成26年度当初に見直しを行いました。また、韮崎市、甲州市や山梨市においても現在見直しを進めている状況でございます。
- 小越委員 やっぱり甲府市も、何十年ももうかなり前、戦後の直後につくられたようなところの都市計画道路でいいのかという論議はあると思います。これから交通量が減ってきて、高齢化が進んでいく中で、道路を広げることがいいのか、集落の中で歩いて行き来できるような集落形成がいいのかも含めて、今、大きく見直しをしなければいけない時期にあると思うんです。計画をつくってしまうと、それが20年、30年もたって、計画ですからというふうに行ってしまいますと本末転倒になるんじゃないか、ということで、都市計画道路はもちろんなんですけれども、もっと大きい高規格道路も含めて、交通量、渋滞の状況も緩和されていく中で見直しということは考えられないのでしょうか。
- 望月都市計画課長 道路の見直しについては、地域の実情、市町村によっていろいろな実情がございますと思いますので、そういった実情を見ながら適切に対応していくというふうなことを考えております。
- 小越委員 都市計画道路ではなく、高規格道路、高速道路を含めてです。ほかの道、大きい道、都市計画の道以外のところも、同じような考え方で見直し、中止とか縮小とかそういうことは考えられないのか聞いたんです。
- 乙守高速道路推進課長 委員お尋ねの国土幹線道路などについての計画の見直しのことに関してでございますが、国においては事業再評価制度を持ってございまして、それによりましてある程度期間がたった中で事業を再評価して、その都度、整備効果等について議論して政府の中で判断しているというふうになっている次第でございます。
- 小越委員 国の判断であって、県としてそのような検討をする余地はないというか、国道以外の、高速道路以外のところの高規格道路や、道路管理課が管理している道路も含めてですけれども、県としてのそういう見直しを、今後道路をつくるに当たって、都市計画道路以外の道についての県としての考え方はないんですかと聞いているんです。
- 丹澤道路整備課長 例えば、地域高規格道路であります西関東連絡道路、あるいは一般国道137号、県道は全て県の管理でございます。これらの県管理道路の事業につきましても、先ほど国の評価制度も御説明がありましたとおり、県におきましても公共事業の評価委員会にかけまして、着手時において計画評価をいたしまし

て、長期間にわたる事業につきましても、ある一定期間経過しますと再評価に
かける。そして、事後評価という制度もございます。その中で適宜適切に評価
して見直しするということになっております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告につ
いては委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配布資料のとおり決定さ
れた。

以上

土木森林環境委員長 桜本 広樹